

GYODA

CITY PUBLIC RELATIONS

MAY.2013

5

No.803

市報 ぎょうだ



特集 「まちづくり重点戦略」の
取り組み状況をお知らせします

市長マニフェスト … P.2

川のまるごと再生プロジェクトが
本年度からスタートします … P.5

ぬくもり **1**

①ワクチンの助成拡大	★★★
②交通事故の防止	★★
③消防・救急体制の充実強化	★★

- 小・中学校通学路における交通安全施設や歩道の整備など、緊急安全対策を前倒しで実施
- 保健センターや市立保育園、地域公民館など、公共施設14カ所の耐震診断を実施
- 防災行政無線の更新に向け、音達劣化度調査および更新設計を実施

守ります
市民の命と財産



「ぬくもり」「うるおい」「にぎわい」を柱とする10分野34項目で構成されています。
 工藤市長の2期目のマニフェスト(市民の皆さんと約束した政策)は、「ぬくもり」「うるおい」「にぎわい」を柱とする10分野34項目で構成されています。
 ここでは、任期2年目となる平成24年度の主な取り組みと進捗状況を紹介します。

市長マニフェスト

「まちづくり重点戦略」の取り組み状況をお知らせします

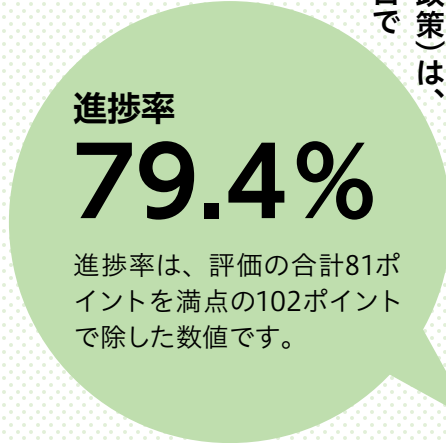


ぬくもり **2**

④安心して出産・子育てできる環境づくりの推進	★★
⑤子ども医療費の無料化を中学校卒業まで拡大	★★★
⑥待機児童ゼロのまちづくりの推進	★★★
⑦ブックスタートの拡大	★★★

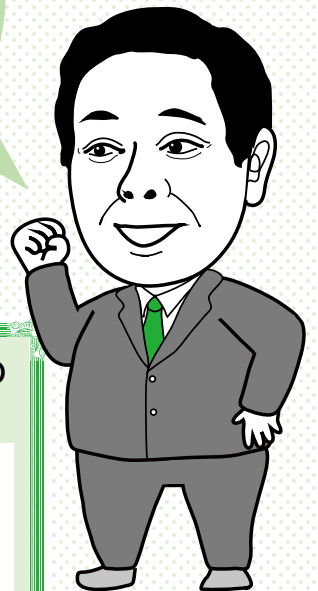
- 土曜日と夏休みなどの期間において学童保育室の開室時間を30分繰り上げ(午前7時30分から)
- 病児・病後児保育所の定員を4人から8人に拡大
- 子ども医療費助成の窓口払いの無料化を熊谷市内の医療機関まで拡大
- 小学1年生を対象にセカンドブック事業を開始

子育て環境ナンバーワン



まちづくり重点戦略の達成度を次の4段階で評価しました。

達成または順調	★★★	3ポイント
おおむね順調	★★	2ポイント
実施に向け準備中	★	1ポイント
遅れている	—	0ポイント



⑭「忍藩 子ども塾」の開設	★★★
⑮教育環境の整備充実	★★
⑯環境教育の推進	★★
⑰美しい日本語学習の推進	★★

- 全小・中学校の普通教室と特別教室へのエアコン設置を決定。普通教室分を平成24年度に予算措置し、平成25年度に設計および工事を予定
- 全小・中学校のトイレ改修に向けて中学校5校の設計を実施。その分を平成25年度に改修し、以降、順次改修予定
- いじめ相談専用のフリーダイヤルやメールアドレスの開設など、いじめ防止対策を強化

行田の将来を
担う人材の育成

⑧地域支えあいの仕組みづくり	★★
⑨高齢者福祉の充実	★★★
⑩防災・防犯組織の支援	★★
⑪地域の絆・コミュニティの再生	★★

- 新たに18自治会で自主防災組織が設立。これにより、186自治会のうち103自治会で設立
- 地域包括支援センターを3カ所から4カ所に増設
- 市民生活の安全と平穩の確保のため暴力団排除条例を制定



⑲都市基盤整備の推進	★★
⑳歩行者・自転車優先の道路整備の推進	★★
㉑公共交通網の整備	★★

- 暮らしを重視した道路や水路、下水道などを整備
- 市内循環バスについて、西循環、南大通り線および観光拠点循環の停留所を増設。北東循環の路線の延長と停留所を増設
- 秩父鉄道の持田駅一熊谷駅間への新駅設置に向け、熊谷市・秩父鉄道(株)と協議。平成25年度に3者共同で新駅設置の可能性に関する調査を実施予定

快適で便利なまち

⑲自然エネルギーの活用	★★
⑳ごみの減量化やリサイクルの推進	★
㉑いのちの森づくりの推進	★★★

- 遊休市有地への大規模太陽光(メガソーラー)発電施設の誘致に向けて事業者と基本協定を締結
- 新たに69自治会で2,290灯の防犯灯をLED化
- 本市、鴻巣市および北本市の3市による「ごみ処理広域化勉強会」に参加し、ごみ処理の広域化を推進

行田エコタウンの創出

⑫生涯を通じた健康づくりの推進	★★
⑬スポーツ施設の充実	★★

- ユニークで特色のある事業を展開する「健康づくり活動プロジェクト」をスタートし、幅広い世代の健康づくりを応援
- 草津温泉やかんぼの宿、群馬県上野村と「行田市湯ったりあったか元気倍増事業に関する協定」を締結し、市民向けの特別優待サービスを拡充
- 総合公園テニスコートを全面砂入り人工芝コートに改修

にぎわい **8**

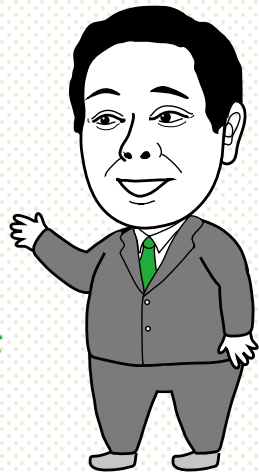
②④東京近郊ナンバーワンの観光のまちづくり	★★
②⑤市民総ぐるみで「おもてなし」	★★★
②⑥フライ・ゼリーフライの全国ブランド化	★★
②⑦行田の魅力を全国に発信	★★

- 映画「のぼうの城」を通して行田の歴史・魅力を全国に発信
- 史跡や観光スポットを周遊する「バスツアー」や「駅からハイキング」などの観光イベントを実施
- 市民総ぐるみで来訪者へのおもてなし活動を実践
- 観光情報館「ぶらっと♪ぎょうだ」を商工センター内にオープン
- 行田ゼリーフライが全国B-1グランプリに出場(福岡県北九州市)

「オンラインワン」のまち



市民の皆さん、一人ひとりが笑顔で暮らせる、元気なまちをつくりまします。



にぎわい **10**

③②市民や地域の活動支援	★★★
③③芸術文化活動の支援	★★★
③④ぎょうだ宝島人財バンクの創設	★★★

- 地域住民の生涯学習やコミュニティーづくりの拠点施設として桜ヶ丘公民館をオープン
- コミュニティセンターみずしろの有効活用と市民団体などの活動発表の場の創出のため、市民主体の実行委員会による「みずしろフェスタ」を開催

市民が主役のまち

にぎわい **9**

②⑧行田ブランドの推進	★★★
②⑨企業や事業所の支援	★★
③⑩企業が進出しやすい環境の整備	★★★
③⑪地産地消の推進	★★★

- 企業立地を促進するため、県内最高水準の優遇措置を盛り込んだ企業誘致条例を制定
- 第1回「ぎょうだ“夢”まつり」を開催
- 農商工連携による新商品の開発やブランド化、地産地消の推進

産業が躍動するまち

詳細は、市ホームページで公開しています。
▶問い合わせ 企画政策課政策担当(内線308)

川のまるごと再生プロジェクトが 本年度からスタートします

? 川のまるごと 再生プロジェクトとは

埼玉県では、平成24年度から、市町村とともに、川の再生だけでなく、面的にまちづくりを行う「川のまるごと再生プロジェクト」を進めています。

このたび、本市が提案した「忍川・さきたま調節池(旧忍川)・酒巻導水路」の3本の河川が、平成25年度の「川のまるごと再生プロジェクト」に選定されました。



本市のプロジェクトについて

本市は、さきたま古墳公園や古代蓮の里、忍城御三階櫓や足袋蔵など、古代から現代まで、数多くの史跡や観光拠点があり、これらの多くは、忍川やさきたま調節池に面して存在しています。

これらの河川に遊歩道(サイクリングロード)や休憩スペースなどを整備し、点在する観光資源をポタリング(自転車での散策)や徒歩を通じてつなぐことにより、まちのにぎわいを創出していきます。

本プロジェクトの事業期間は、平成25年度から平成27年度までの3年間となります。事業内容については、今後地域の皆さんや関係団体と一緒に検討していきます。

遊歩道
(イメージ)



▶問い合わせ 企画政策課企画・改革担当(内線311)



行田市子育て世帯定住促進奨励金をご利用ください

平成25年4月1日から定住人口の増加を図るため、子育て世帯の住宅取得を支援する奨励金交付制度がスタートしました。

▶奨励金の概要

- ・市内事業者施工奨励金…住宅取得価格(税抜き)の5パーセント(交付限度額20万円)
- ・転入者住宅取得奨励金…住宅取得価格(税抜き)の5パーセント(交付限度額40万円)
※1,000円未満は切り捨てとなります。
※奨励金の一部(10万円を上限)は、市内共通商品券で交付します。

【市内在住者】

子育て世帯が、市内事業者の施工による住宅を取得し、一定要件に該当する場合は「市内事業者施工奨励金」を交付します。

【市外からの転入者】

1年以上市外に居住し、かつ本市に転入後1年以内の子育て世帯が、住宅を取得し、一定要件に該当する場合は、「転入者住宅取得奨励金」を交付します。

また、取得した住宅が市内事業者の施工による場合は、併せて「市内事業者施工奨励金」を交付します。

▶対象となる子育て世帯

- ・中学生以下の子を養育する世帯
- ・出産予定の方がいる世帯
※出産予定の方とは、申請時点で妊娠22週間以後の方です。

▶対象となる住宅

- ・一戸建て
- ・店舗などの併用住宅(住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上のもの)
※マンションなどの集合住宅や中古住宅の場合は、転入者住宅取得奨励金のみ該当となります。

▶奨励金の交付条件

- ・平成25年4月1日以後に住宅取得に関する契約を締結していること。
- ・本市の住民基本台帳に登録され、住宅取得後、継続して5年以上居住すること。
- ・住宅の所有権を登記していること(共有の場合、持分割合が2分の1以上)。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・住宅取得(建物の権利保存登記)後、1年以内であること。

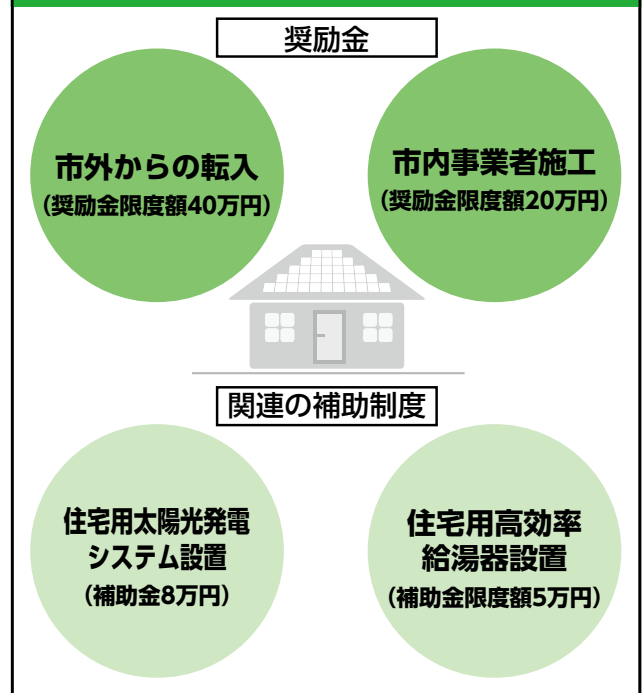
▶事業期間

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの期間限定です。

▶その他

詳細については、企画政策課に問い合わせください。なお、市ホームページでも制度の紹介を行っていますので、ご覧ください。

奨励金制度と関連の補助制度を活用した場合



協力事業者による特典サービス

- 住宅特別値引き、エアコン無償設置など
- ※具体的なサービスの内容などは、市ホームページをご覧ください。

さらに
ここがポイント

▶問い合わせ 企画政策課企画・改革担当(内線311)

新駅設置に向けて大きな一歩

4月11日、秩父鉄道株式会社大谷隆男社長が本市を訪れ、秩父鉄道新駅設置に関する調査業務の実施について、本市、熊谷市、秩父鉄道株式会社との3者間による協定を締結しました。

この調査は、秩父鉄道の持田駅から熊谷駅までの区間に、新駅設置の可能性を探るための需要予測などを行うものです。新駅の設置が実現すれば、さらなる地域活性化に向けて、大きな起爆剤となることが期待されます。



▼問い合わせ 企画政策課政策担当(内線308)

デマンド交通 (乗り合いタクシー)の 実証実験を 行います



現在、市内循環バスは6路線で運行していますが、利用者がとても少ない路線があるのが現状です。このような状況から、市民の皆さんの移動ニーズと大きなずれが生じていると判断し、平成28年度から始まる新しい運行は、どのような形態が適しているかを検証するため、デマンド交通(乗り合いタクシー)の実証実験を行います。

なお、実証実験終了後は現在の6路線の運行となります。

また、デマンド交通の運行ルートや利用方法などの詳細については、今後、定期的に「市報ぎょうだ」や市ホームページなどでお知らせします。

▶**実験の期間** 10月から12月までの間で60日間(予定)

▶**実験の期間中休止となる路線** 北西循環コース、北東循環コース、東循環コース

実証実験期間中の運行計画

①市内循環バスの運行

南大通り線コース、観光拠点循環コース、西循環コースの3路線を運行します。

②デマンド交通の運行

自宅まで迎えに来てくれる「乗り合いタクシー」の運行を実施します。

③シャトルバスの運行

デマンド交通の実証実験に併せて、老人福祉センター大堰永寿荘からJR行田駅までシャトルバスの運行を実施します。

【**停車場所**】老人福祉センター大堰永寿荘、総合福祉会館、総合公園、行田市バスターミナル、JR行田駅(片道約40分)

▶**問い合わせ** 地域づくり支援課暮らし安心担当(内線252)



環境調査結果をお知らせします

市では毎年、河川の水質・底質、大気および土壌中のダイオキシン類に関する調査を実施しています。平成24年度の結果は次のとおりです。

1 河川の水質(年平均値)

【調査日】 平成24年5月23日、8月22日、11月28日、平成25年2月19日

【結果】 長野落のBODは環境基準値を超えていましたが、それ以外は環境基準値を下回りました。

測定地点	pH	BOD (mg/ℓ)	SS (mg/ℓ)
新 忍 川	7.5	2.9	12
長 野 落	7.4	12	18
北 河 原 用 水	7.5	4.1	19
荒川左岸幹線用水	8.5	3.6	15
酒 巻 導 水 路	7.9	3.6	10
環 境 基 準 値	6.5~8.5	5	50

- ・pH(水素イオン濃度指数)：酸性かアルカリ性かの指標、7が中性
 - ・BOD(生物化学的酸素要求量)：有機物汚濁の指標
 - ・SS(浮遊物質)：水中に漂っている固形物質の量
- ※測定は年4回、各河川の上流・中流・下流で行っており、上記の結果は各河川の年間平均値です。なお、測定結果の詳細は市ホームページで公表しています。

2 河川の底質

【調査日】 平成25年1月23日

【結果】 底質を除去しなければならない基準である「底質の暫定除去基準」を下回り、良好な結果でした。

測定地点	総水銀 (mg/kg(dry))	ポリ塩化 ビフェニル (mg/kg(dry))
長 野 落	上 流	0.33
	中 流	0.06
北河原用水	上 流	0.05
	中 流	0.02
底質の暫定除去基準	25	10

3 大気中のダイオキシン類

【調査日】 [夏季]平成24年8月1日~8日

[冬季]平成24年12月18日~25日

【結果】 環境基準値を下回り、良好な結果となりました。

調査地点	ダイオキシン類濃度(年平均値) (pg-TEQ/m ³)
行 田 市 役 所	0.033
南 河 原 支 所	0.058
荒 木 公 民 館	0.033
環 境 基 準 値	0.6

4 土壌中のダイオキシン類

【調査日】 平成24年8月1日

【結果】 環境基準を下回り、良好な結果となりました。

調査地点	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/g)
見 沼 元 込 公 園	5.2
武 蔵 公 園	2.9
壱 里 山 公 園	3.0
環 境 基 準 値	1,000

市では河川の汚染防止対策として、合併処理浄化槽の設置および適正使用の推進をしています。また、ダイオキシン防止対策として、市内野焼き防止パトロールを行っています。

▶問い合わせ 環境課環境政策担当 ☎556—9530

平成25年度合併処理浄化槽設置補助金を交付します

市では、河川の水質向上のため、し尿の他に台所・洗濯・風呂などの生活雑排水を併せて処理する家庭用の合併処理浄化槽の転換設置に対して補助金を交付しています。

▶対象

- ・単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から転換して合併処理浄化槽を設置する方
- ・行田市生活排水処理基本計画における浄化槽整備区域に転換設置する方
- ・主として住居を目的とした住宅(小規模小売店などを併設した住宅を含む。ただし、居住部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上)に転換設置する方
- ・住宅を借りている場合、賃貸人から合併処理浄化槽の転換設置の承諾が得られた方
- ・補助金申請時に設置工事に着手していない方

▶補助金額

区 分	交付金額(上限)	
転 換	5人槽	332,000円
	7人槽	414,000円
	10人槽	548,000円
処 分 費	既存単独処理浄化槽	90,000円
	既存くみ取り便槽	60,000円
配 管 費	100,000円	

▶その他

- ・4月1日から受け付けていますが、国の補助金(国庫補助金)の内示決定が遅れているため、交付決定日が5月以降となる見込みです。交付決定日より前に工事を行うと、合併処理浄化槽設置補助金の対象外となりますので、ご注意ください。
- ・予算の範囲内の補助となりますので、年度途中で終了する場合があります。
- ・きれいな河川をよみがえらせるためにも、保守点検・清掃以外に法律で定められている法定検査(7条・11条)を受けてください。

▶申し込み・問い合わせ

環境課環境政策担当 ☎556—9530

「緑のカーテン」で エコライフ

地球温暖化対策の一環として、家庭などでの「緑のカーテン」設置を推進するため、「苗の配布」および「緑のカーテンコンテスト」を実施します。皆さんも「緑のカーテン」でエコライフを始めてみませんか。



緑のカーテン用の苗を配布します

- ▶ **配布日時** 5月19日(日)午前8時～10時※5月の軽トラ朝市の開催に併せて配布し、苗が無くなり次第終了します。
- ▶ **配布場所** 産業文化会館南側芝生広場
- ▶ **配布する植物** 1世帯につき、ゴーヤの苗2株

- ▶ **対象** 市内在住の方(先着200世帯)
- ▶ **注意**
 - ・必ず緑のカーテンを設置してください。
 - ・設置に必要なネットや肥料などは、各自で用意してください。
 - ・電話などでの予約は受け付けません。
 - ・本市の緑のカーテンコンテストに応募してください。



緑のカーテンコンテストにチャレンジ

- ▶ **応募資格** 市内の住宅、事業所などにツル性植物による「緑のカーテン」を平成25年春以降に設置している方
- ▶ **募集時期** 9月上旬～下旬
- ▶ **応募および審査方法**
設置した最盛期の「緑のカーテン」を撮影していただき、それを基にカーテンの生育状況、効果、創意工夫などについて総合的に審査を行います。
- ▶ **表彰** 【家庭の部】5点【事業所の部】3点
※入選者には賞状および記念品を贈呈します。

- ▶ **その他** 募集開始日、応募方法などは、「市報ぎょうだ」8月号でお知らせします。

▶ 緑のカーテン設置例



平成24年度緑のカーテンコンテスト最優秀作品(家庭の部)



平成24年度緑のカーテンコンテスト最優秀作品(事業所の部)

- ▶ **問い合わせ** 環境課環境政策担当 ☎ 556-9530

行田軽トラ朝市 毎月元気に開催中

毎月第3日曜日の開催でおなじみとなりました「行田軽トラ朝市」。

今年度も、「新鮮・安心・安全」な行田の農産物を皆さんに届けるため、定期開催を行います。今年度は皆さんの声を反映し、冬時間の導入を決定しました。おいしい行田の農産物と、元気で明るい生産者に出会える朝市会場へぜひお越しください。



▶ 開催日時

開催日	開催時間
5月19日(日)	午前8時～10時
6月16日(日)	
7月21日(日)	
8月18日(日)	
9月15日(日)	
10月20日(日)	
11月17日(日)	午前9時～11時 今年度は冬時間を導入
12月15日(日)	
平成26年1月19日(日)	
平成26年2月16日(日)	
平成26年3月16日(日)	午前8時～10時

- ▶ **場 所** 産業文化会館南側芝生広場
- ▶ **注 意** 販売状況などにより終了時間が早まる場合があります。雨天時は基本的に開催しますが、強雨などの場合は中止となることがあります。

5月19日(日)は環境課による
緑のカーテン用ゴーヤ苗の
無料配布を実施します。



平成24年度の開催風景

- ▶ **問い合わせ** 行田軽トラ朝市実行委員会事務局
(農政課内・内線386)

防災行政無線による緊急情報の自動放送を開始しました

市では4月から、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の緊急情報を防災行政無線で自動放送し、国からの緊急地震速報などを迅速に市民の皆さんに伝達できるようになりました。

なお、自動で放送するため、昼夜を問わず放送されます。

▶問い合わせ

防災安全課
防災担当(内線282)



大沼氏、西山氏、黒田氏が行政相談委員に委嘱されました

国の行政機関などの業務に関する苦情や意見・要望などを聴き、その解決や実現を図るため、皆さんの身近な相談相手となる行政相談委員として、平成25年4月1日付けで大沼榮蔵氏、西山カツ枝氏、黒田和男氏が総務大臣から委嘱されました。



大沼榮蔵氏
(谷郷)



西山カツ枝氏
(長野)



黒田和男氏
(矢場)

なお、市では次のとおり行政相談を実施していますので、ぜひご利用ください。

- ▶行政相談開設日時 毎月第1・3月曜日午後1時30分～3時30分
- ▶場所 産業文化会館2階第1会議室
- ▶問い合わせ 地域づくり支援課くらし安心担当(内線252)

ご活用ください

木造住宅の耐震改修工事をする方に補助金を交付します

▶対象 次の全てに該当すること

- ・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅(一戸建ての住宅および兼用住宅)
※兼用住宅は住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1を超えるもの
- ※構造は在来軸組工法または枠組壁工法(階数は2以下)
- ・耐震診断の結果、危険であるとされた住宅
- ・耐震改修工事を行い、その結果、安全であるとされた住宅
- ・住宅の所有者または所有者の2親等以内の親族で自ら居住している方
- ・市税の滞納がない方
- ・過去に当該補助を受けていない方
- ・耐震診断および耐震改修設計は市内の設計事務所に所属する建築士が行うものであること
- ・工事は市内の建設業者(建設業の許可を受けたものに限る)が行うものであること

▶補助金額 改修工事費用の23パーセント(上限20万円)

▶注意 必ず耐震改修工事を行う前に申請してください。

耐震改修工事および耐震診断いずれも

▶受付開始日 7月1日(月)

▶申請方法 開発指導課で配布している申請書(市ホームページよりダウンロード可)に必要な事項を記入の上、直接同課に提出してください。

▶その他 予算の範囲内での補助となりますので、予算額に達した場合は受付期間中でも終了します。

▶問い合わせ 同課建築指導担当☎550-1551

木造住宅の耐震診断をする方に補助金を交付します

▶対象 次の全てに該当すること

- ・昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅(一戸建ての住宅および兼用住宅)
※兼用住宅は住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1を超えるもの
- ※構造は在来軸組工法または枠組壁工法(階数は2以下)
- ・住宅の所有者または所有者の2親等以内の親族の方
- ・市税の滞納がない方
- ・過去に当該補助を受けていない方
- ・耐震診断は市内の設計事務所に所属する建築士が行うものであること(一般財団法人日本建築防災協会の定める一般診断法によるものであること)

▶補助金額 診断費用の2分の1(上限5万円)

▶注意 必ず耐震診断を行う前に申請してください。

総合公園プールを 廃止しました

行田市総合公園プールは、平成2年に開設して以来20年以上の長い間、市民の皆様にご利用いただきまいました。しかし、東日本大震災の影響による施設の損傷をはじめ、次の理由から総合的に判断し平成24年度をもって廃止いたしました。

【主な理由】

- 開設から23年が経過し、施設が老朽化している。また、東日本大震災の影響などにより、ウォータースライダーの破損、プールサイドの沈下などが発生しており、再開させるためには約1億円もの改修費用が必要となる。
- 運営費において、毎年約3,000万円の赤字が発生している。
- 利用者に占める市民の割合が約2割と低く、真に市民のための施設といい難い状況となっている。
- 年間10万人あった来場者も5万人程度に落ち込んでおり、今後、増加が見込めない状況である。

これまで、長年のご利用いただきありがとうございました。なお、市民の皆さんには、昨年、幼児プールのリニューアルが完了した市民プールをご利用いただきますよう、お願いいたします。

▶問い合わせ 都市計画課公園担当 ☎550-1550

健康づくり講演会 「夏の健康気象セミナー」

▶日 時 6月1日(土)午後1時30分～3時30分(午後1時開場)

▶場 所 「みらい」文化ホール

▶内 容

【第1部】

「暑さから身を守ろう！～効果的な水分補給～」

講師：竹下浩一さん(大塚製薬株式会社)

【第2部】

「気象を知って熱中症予防対策～天気予報から分かる健康情報～」

講師：井田寛子さん

(気象予報士・NHK

ニュースウオッチ

9 気象情報担当)

▶入 場 料 無料

▶そ の 他

申し込み不要

▶問い合わせ

保健センター健康づ

くり支援担当(市役

所内・内線378)



井田寛子さん

▼問い合わせ 同課環境業務担当 ☎556-9530 【FAX】553-0792

写真の提供について
環境課では、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際、その写真の収集に努めています。不用品登録時に写真を提供していただければ、お申し付けください。
また、写真のある登録品は、写真を一覧にすることができ、事前に同課まで問い合わせください。

さしあげます

- ▷自転車(子ども用) ▷たんす ▷かぶと飾り
- ▷本棚 ▷洗濯機 ▷額縁(4個) ▷テーブル
- ▷パラボラアンテナ ▷マットレス(セミダブル)
- ▷電子ピアノ ▷テレビ(地デジチューナー付き・14インチ)

やぎってください

- ▷自転車(大人用・折りたたみ) ▷ソファ ▷車いす
- ▷メリーゴーラウンドオルゴール ▷プレイボード
- ▷屋外遊具(滑り台、キッズハウスなど) ▷衣紋掛け(着物用)
- ▷石油ファンヒーター ▷琴 ▷17弦琴
- ▷椅子2脚(背もたれ付き) ▷囲碁セット ▷チャイルドシート
- ▷ベビーサークル ▷天体望遠鏡 ▷耕運機(家庭用)
- ▷製めん機(家庭用) ▷デジタル一眼レフカメラ ▷炊飯器(5.5合)
- ▷洗濯機(7リットル) ▷冷蔵庫(350リットル前後)

不用品情報

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は、紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。登録品は無料で、登録期間は3カ月です。

介護予防教室に参加してみませんか

今は元気だから介護予防なんて必要ないと思いませんか。いつまでも生き生きと楽しく過ごすためには、元気なときから予防することが大切です。

市では、5つの介護予防教室を開設しました。ぜひご参加ください。



ながちか(長親)体操

ストレッチ体操、筋力アップ体操、リズム体操、口の体操の4つの動きで構成された行田オリジナルの体操

期 日	開始時間	場 所
6月5日(水)	午前10時	地域文化センター
6月6日(木)	午後2時	佐間公民館
6月13日(木)	午前10時	持田公民館
6月14日(金)		埼玉公民館
6月18日(火)		忍・行田公民館
7月3日(水)		星宮公民館
7月10日(水)		長野公民館



ながちか体操の様子

実践！お手軽運動教室

家庭でも手軽に実践できるストレッチと筋力トレーニング

期 日	開始時間	場 所
6月13日(木)	午後2時	下忍公民館
6月18日(火)	午前10時30分	須加公民館
6月27日(木)	午後2時	北河原公民館
7月5日(金)	午前10時	太田公民館
7月12日(金)	午前10時	持田公民館

脳をいっぱい使おう！

認知症予防の脳トレーニング

期 日	開始時間	場 所
6月19日(水)	午前10時	荒木公民館
6月26日(水)		南河原公民館
6月28日(金)		前谷農村センター
7月3日(水)		地域文化センター
7月11日(木)	午後2時	下忍公民館

毎日のケアが大切！口内ピカピカ教室

口腔ケアについて(かむ力、飲み込む力について)

期 日	開始時間	場 所
6月19日(水)	午前10時	太井公民館
6月26日(水)		地域文化センター

おいしく楽しくバランスよく食べよう！

高齢者が陥りやすい栄養の偏り度をチェック

期 日	開始時間	場 所
7月4日(木)	午前9時30分	佐間公民館
7月10日(水)	午前10時	南河原公民館

- ▶対象 市内在住の65歳以上の方
- ▶その他 日時が合えば、どの会場でも参加できます。
- ▶問い合わせ 高齢者福祉課地域支援担当(内線278)



- ▼日時 5月22日～10月16日の毎週水曜日 午後1時30分～4時のうち1時間程度
- ▼場所 総合福祉会館「やすらぎの里」
- ▼内容 学習期間中、学習教室への参加および毎日10分程度の自宅学習を通して、認知症予防に効果があるとされる読み書き(音読)や簡単な計算などを学習する
- ▼対象 65歳以上の方
- ▼定員 10人程度(先着順)
- ▼参加費 1回につき200円(教材費・おやつ代)、送迎代270円(希望者のみ)
- ▼その他 申し込み後、担当地区の地域包括支援センターから体の様子などを確認するため、連絡します。
- ▼申し込み・問い合わせ 5月17日(金)までに直接または電話で高齢者福祉課地域支援担当(内線278)

読み書き・計算で脳の健康維持(認知機能低下予防)・増進を！
「脳いきいき達人塾」参加者募集

市民活動やる気応援助成制度がスタート

地域のために活動するNPOやボランティア、自治会など、市民の「やる気」を応援するため、助成金を交付します。

この助成金は、「新たな取組応援事業」と「スタート応援事業」の2種類あり、これから活動を始める、あるいは活動を始めたばかりのNPO法人などの基盤整備にも交付します。

	新たな取組応援事業	スタート応援事業
対象団体	10人以上で構成され、市内に主たる事務所を置くNPOもしくは地域活動団体	市内に主たる事務所を置くNPO法人で、設立後3年以内または助成金申請後1年以内にNPO法人格の取得を予定している団体
対象事業	新たに取組む事業で、次に掲げるいずれかの事業に該当するもの ・子育て、教育、福祉などの“ひとの元気”事業 ・支え合い、防犯、防災などの“地域の元気”事業 ・観光、国際、環境、文化、歴史などの“まちの元気”事業	活動開始期における広報活動、人材育成、備品購入などの基盤整備事業
対象経費	事業に直接的に要する経費 次に掲げる経費は、助成金の対象外となります。 ・団体の事務費などの経常的経費 ・団体の事務所などを維持するための経費 ・団体の構成員による飲食費、交通費および宿泊費 ・団体の構成員に対する人件費および謝礼 ・その他助成することが適当でないと認められる経費	活動開始期の基盤整備に要する経費
助成率	10分の9	
上限額	100,000円	50,000円
対象期間	助成を実施する当該年度の交付決定日から同年度2月末日まで	
交付制限	1団体につき1年度1事業	1団体につき1回のみ

▶申請方法

助成金の交付を希望する団体は、事業提案をしていただき、採択されてから助成金の申請をしてください。

▶提案受付方法

地域づくり支援課で配布している提案書(市ホームページよりダウンロード可)に必要な事項を記入し、各種書類を添付の上、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市地域づくり支援課

【Eメール】chiikizukuri@city.gyoda.lg.jp

▶採択事業の決定

行田市市民公益活動推進委員会による審査を行い、可否を決定します。また、審査結果については、全ての団体に通知します。

▶問い合わせ 同課協働推進担当(内線253)

行田市男女共同参画推進審議会委員を募集します

市では、平成24年度から33年度までの10年間を計画期間とする「第3次ぎょうだ男女共同参画プラン」を策定しました。このたび、同プランの達成状況を評価するとともに、男女共同参画の推進に関する重要事項について調査および審議していただく委員を募集します。

▼応募資格 平成25年4月1日現在、満18歳以上の市内在住、在勤、在学の方で、平日昼間の会議(年3回程度)に出席できる方。なお、次に該当する方は応募できません。

(1) 応募日現在、本市の他の付属機関などの委員となっている方
(2) 市職員および市議会議員

▼募集人数 3人

▼任期 7月25日から2年間

▼応募方法 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、応募理由(2000字程度)を記入したA4用紙(縦)を、5月31日(金)(必着)までに持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間3-23-16 行田市男女共同参画推進センターVIVAぎょうだ【FAX】556-9310【Eメール】VIVA@PVA.city.gyoda.lg.jp

▼選考方法 書類選考の上決定し、結果は全員に通知します。

▼問い合わせ VIVAぎょうだ ☎556-9301

市税の納付は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源です。納め忘れないよう早めの納付を心掛けましょう。

納付を忘れてしまうと

市税は納期限内に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日を経過した日までに納付がない場合、財産を差し押さえなければならないとされています。

市では、納期限内に納税されている方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、差し押さえなどの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かることのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※平成25年中の延滞金の率は、法律により年14.6%です。(ただし、納期限の翌日から1カ月を経過するまでの期間は年4.3%)

納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情により納付が困難な方は、早めにご相談ください。

市役所の通常業務時間内に来庁できない方のために、次のとおり納税・相談窓口を開設していますので、ご利用ください。

休日・夜間 納税・相談窓口の開設

- 休日：毎週日曜日午前8時30分～正午
- 夜間：毎週火曜日午後5時15分～7時 ※祝日を除く
- 場所：収納課

平成25年度市税納期限日一覧

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月1日	9月2日	10月31日	12月25日
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期
	5月31日	7月31日	9月30日	12月2日
軽自動車税	全期			
	5月31日			
国民健康 保険税	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月31日	9月2日	9月30日	10月31日
	第5期	第6期	第7期	第8期
	12月2日	12月25日	1月31日	2月28日
	第9期			
	3月31日			

コンビニで納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わず納付ができるコンビニ納税。ぜひ、ご利用ください。

▶コンビニで納付できない納付書

- ・納期限を過ぎた納付書
 - ・バーコードのない納付書や、傷・汚れなどによりバーコードを読み取ることができない納付書
 - ・各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超える納付書
 - ・金額を訂正したものや、金額を書き加えた納付書
- ※この場合は、金融機関などをご利用ください。

▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

市税の納付は口座振替のご利用を

税金の督促状が届き、初めて納めていないことに気付いたことはありませんか。「うっかり」ということもあるでしょう。それを防ぐのが口座振替です。一度手続きをすれば、市税の納期限日に指定した口座から自動的に税金が引き落とされますので、金融機関や市役所に出掛ける必要がありません。市税の納付は、確実・便利な口座振替をご利用ください。

▶申し込み 市内全ての金融機関で申し込みできます。預金通帳と通帳印を持参し、金融機関または収納課で手続きをしてください。

行田市観光協会の会員になって、 本市の観光を応援してみませんか

行田市は、さきたま古墳公園、忍城址、古代蓮の里、足袋蔵、ゼリーフライ、フライなど多くの観光資源に恵まれ、たくさんの方の観光客が訪れるまちです。行田市観光協会は、行田の魅力を広く発信し、市の活性化に寄与する活動を行っています。この観光協会の活動を通じて「元氣な行田」をつくるため、観光協会の会員となって応援して下さる個人・法人・団体を募集します。

▼特典

- ・観光客からの問い合わせに対する会員の紹介
 - ・テレビ・ラジオ・雑誌などの取材に対する会員の紹介
 - ・観光協会ホームページにおける会員（店舗）の紹介
 - ・観光協会ホームページと会員情報掲載ページとのリンク
 - ・観光案内所における会員作成パンフレットの提供
 - ・観光情報館「ぶらっと♪ぎょうだ」での商品の出品
 - ・インターネットバナー広告料の割り引き
- ▼年会費 1口2千円
- 【個人】 1口以上
- 【法人】 5口以上
- 【団体】 5口以上



観光情報館
「ぶらっと♪ぎょうだ」

▼申し込み・問い合わせ 同協会事務局
(商工観光課内・内線382)

お役に立ちます シルバー人材センター

仕事は懇切丁寧なシルバー人材センター
にお任せください

(仕事例)

植木の剪定、草取りや草刈り作業、刃物研ぎ、塗装、屋内外の掃除、ふすま・障子・網戸の張り替え、簡単な大工仕事、植木の散水など

あなたも会員になりませんか

▼対象 市内在住の原則60歳以上の方で、同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある方

▼入会説明会 毎月、第3木曜日午前10時から同センター（旭町13-24）で行っています。※6月から毎月第1・第3木曜日午前10時から開催

▼問い合わせ 同センター ☎55561
5221



くらしの110番

引っ越しのトラブルを防ぐには

【事例1】

1年前、引っ越し作業を依頼したが、最近、洋服が見当たらないことに気付いた。しかし、業者は対応してくれない。

【事例2】

引っ越しの際、業者に家具を傷付けられてしまった。買い直したいので現金で補償してほしいと要望したが、修理での対応と言われた。

mit.go.jp/common/000021071.pdf で確認することができます。

【アドバイス】

- ①複数の業者に見積もりを依頼する際は、料金だけでなく、運ぶ物の範囲、作業内容（依頼者と事業者の作業分担など）も比較しましょう。また、特別な作業を依頼する場合には、口頭だけでなく必ず見積書に記載してもらいましょう。
- ②パソコンなど衝撃に弱い物は、運送を依頼できるか業者と相談しましょう。標準約款では、業者が承知の上で依頼を引き受けたときは、賠償責任は業者が負う場合がありますが、必ず依頼者から事前に申し出る必要があります。
- ③標準約款では、業者が依頼者の荷物を紛失したり、傷を付けたりしたときは、荷物の引き渡し日から3カ月以内に事業者へ通知しないと、事業者の責任は消滅しますので、早めに荷物を確認しましょう。

トラブルが発生したときの業者の責任の有無や、修理対応および損害賠償などについては「契約約款」が定められています。なお、引っ越しについては、国土交通省で定めた「標準引越運送約款（標準約款）」が定められており、引っ越し業者の多くが標準約款を採用しています。引っ越しでトラブルが発生したときには、標準約款を確認し、引っ越し業者のお客さま相談室や引っ越し業者の業界団体に問い合わせることが必要です。

※標準引越運送約款については、国土交通省のホームページ <http://www.>

▼問い合わせ 行田市消費生活センター
(市役所内・内線495) または埼玉消費生活支援センター 春日部 ☎048-734-0999